

# 教育改革特区〔新しいタイプの学校の創設〕（第2次提案）

## (1)提案の概要（平成15年1月提案）

<p>想定する事業</p>	<p>独立法人的な小中一貫校の創設 区独自の新しい全寮制通常学校の創設</p>
<p>事業実現のために検討が必要な規制の特例事項</p>	<p>株式会社等による学校経営(学校設置主体の要件緩和)          ・区立学校として設置した学校の管理・運営をNPOや株式会社が行うことを認可する。          ・区がNPOや株式会社を「学校事業者」として認可し、さらに区が「学校事業者による学校」の設置を認可する。          県費負担職員任命権を市町村教育委員会に付与・ 県費負担教職員の給与等の決定権を市町村教育委員会に移譲した場合の県費負担教職員人件費相当額の担保          ・「公設民営校」...民間人校長や、少人数指導のための教職員等、県費負担教職員の都に属する任命権を区に移譲する。但し、この教職員の給与は、市長村立学校給与負担法の適用を受け、都の負担となるべきと考える。区費負担の導入を行う場合は、財源の再配分を行うべきと考える。          ・「学校事業者による学校」...県費負担教職員を区の権限により「学校事業者による学校」派遣、または長期研修させることができるようにする。また、この県費負担教職員の給与等は、市長村立学校給与負担法の適用を受け、都の負担とする。          教科書採択権限の当該校への移譲          ・半官半民の学校における教科書は、区教育委員会の指導と助言のもとに、その当該校が採択する          教科の自由な設定・教育課程の弾力化          ・小中学校の垣根を越えた、習熟度別教育の実施や、英語の授業の実施など、教育課程の自由な設定を行う。          授業料の徴収          ・「公設民営校」での学習指導要領を上回る授業に対して、必要に応じて授業料を徴収する。          ・「学校事業者による学校」での授業に対し、必要に応じて授業料を徴収する。</p>

## (2)提案結果

提案内容	結果
<p>株式会社等による学校経営  教科書採択権限の当該校への移譲</p>	<p>教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合に株式会社に学校設置を認める。不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。いずれの場合も、情報公開・第三者評価・セーフティネットの構築を図る。当該学校の設置認可については、当該市町村長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行う。          また、公設民営について文科省は、学校教育制度は、憲法の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられており、特区といえ設置者としての責任を放棄することは認めないが、教育分野への外部資源の活用の方や民間委託の可能な範囲の明確化について、15年度中に検討を行う予定との回答であるが、推進室は、「教育目標の設定」と「第三者が行う教育内容の成果を評価し、必要な措置を講じる」ことを通じて良質な教育サービスを提供することを目的とするため、責任放棄とはならないとの考えから、検討要請を継続している。</p>

<p>県費職員任命権を区教委に付与</p> <p>県費職員の給与決定権を区教委に移譲した場合の人員費相当額の担保</p>	<p>文科省は、教職員の任命について地方公務員法の適用される市町村職員であり、かつ、県費負担教職員である教職員については、現行制度でも事務処理特例条例により任命権の一部を処理することは可能だが、県費負担教職員の配置対象を広げるとは、新たな財政支出を伴うもので特区と認められないとの回答であるが、公設民営校の取り扱いなどについて推進室から検討要請を継続している。</p>
<p>教科の自由設定・教育課程の弾力化</p>	<p>小中一貫教育・学習指導要領によらない教育課程の構成・実施については、構造改革特区基本方針の「構造改革特別研究開発学校設置事業」のもとで、実施可能。</p>
<p>授業料の徴収</p>	<p>文科省は、国公立の義務教育諸学校については憲法の保障するひとしく教育を受ける権利を担保することを定めており、授業料の徴収は保護者の経済的状況によって就学先が制約されるので特区として認めないとの回答であるが、推進室は、無償で義務教育を受ける機会を前提に、教員確保や特別教材などに必要となる費用を授業料として徴収するため、憲法や教育基本法の趣旨に反しないとして、検討要請を継続している。</p>